



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 43(5), 337-338
Issue Date	1993-03-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15501
Type	bulletin (other)
File Information	43(5)_p337-338.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○平成四年六月二十五日(木) 午後三時より

「社会保障のパラダイムの転換を目指して」

——その史的再評価を踏まえて——

報告者

江 口 隆 裕 氏

(北海道大学法学部助教授)

出席者

二四名

本報告については、本誌の近刊の号に掲載される予定である。

○平成四年七月一七日(金) 午後一時半より

「手続的公正の心理学と訴訟・紛争解決」

——心理学における正義・公正への関心——

報告者

松 村 良 之 氏

(北海道大学法学部教授)

出席者

二二名

第一に、報告者は、社会心理学における正義・公正への関心の起源である「公正の心理学」について説明した。その起源は一九六〇年代前半のアダムスの公平理論(Equity Theory)にある。アダムスは分配において投入と成果(利益)が等しいとき、それを公平(equity)とよび、不公平な状態が動機づけとしての意味を持っていることを示した。その後、七〇年代になるとチボーらによって分配の公正とは区別された手続の公正が議論されるようになった。そして手続への関心という点で法律学と問題関心を共有することとなる。

第二に、報告者は、手続的公正の心理学(それは訴訟・紛争解決を扱う)を概観した。その中では一貫して、当事者主義手続が糾問主義手続に対して手続の公正さの知覚においても、選好においても優位にあることが示されている。チボーらはその意思決定のコントロールの分配の問題であると考えた。彼らはプロセスのコントロールの分配について当事者主義の方が高

いプロセスコントロールを通じて決定をコントロールし得るから紛争当事者の選好に合致し、より公正に見られるのだと結論づけた。しかし、その後リンドやタイラーは、高いプロセスコントロールによる「意見を述べる機会を与えることとそれに十分な考慮が払われること」それ自体によって人々は手続を公正とみなすという立場をとる。

第三に、報告者は、報告者自身が行ったシナリオ実験について述べる。知見のみを要約すると次のようになる。日本の被験者も基本的には職権主義に比べて、当事者主義への選好が高い。しかし、日本の被験者は公正さ（手続的公正、結果の公正）について当事者主義を職権主義に比べて特に高くは評価していない。そのことは、プロセスコントロールの観念が日本人はアメリカ人と異なっていることを意味する。日本人のプロセスコントロールの観念は、一、決定コントロールと分離されてはいない。二、自己防禦的な観念であり、対決的なものではない。日本人には対決の場で自らの見解を表明するという感覚ないし選好は存在しない。

第四に、報告者はまとめを述べる。チボーらの基本的なアイデアは「人々は関心が結果にあるゆえ、決定へのコントロールを求め」、それが困難なとき、「プロセスコントロールを通じて

決定に対する間接的なコントロールを求める」というものである。リンドはこのモデルを「洗練された自己利益追求モデル」と呼ぶ（「洗練された」の意味は短期的利得ではなく、長期的視点にたち得ること）。これに対しリンドらは手続的公正が表出的なものであると考え、それを集団価値モデルと名づけ、手続的公正についての価値が社会化によることを仮定する。ところで報告者によれば紛争解決のための制度が当事者に利得がないにもかかわらず支持されるという問題はまさに政治学で議論されてきた裁判所への拡散的支持（もともとイーストンの政治的社会化の議論の中で政治制度の正当性との関連で出てきた）の問題でもある。従って、訴訟の結果をなぜ受け入れるのかという問題を理解するためには手続的公正の議論だけでは十分ではない。拡散的支持と手続的公正を識別し、その両者の関係を明らかにしなければならぬ。